

生活困窮者 自立支援事業

失業・病気・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方、ひとりで悩まず、まず相談してください。どうしたらいいかを一緒に考え、各種関係機関と連携しながら解決に向けてお手伝いします。もちろん秘密は厳守します。どうぞお気軽にご利用ください。

将来

病気になりこれからどうしてよいか不安で…

生活

生活に困っているが、どこに相談したらよいかわからなくて…

人間関係

しばらく仕事をしていないので人付き合いや体力が続くか不安で…

住まい

仕事を辞めて家賃の支払いに困ってしまっ…

仕事

介護のために仕事を辞めたがこれからどうしたらよいか…



◎対象となる方 市内にお住まいで、経済的に困りの方

【 自立相談支援事業 】

自立相談支援事業とは？

Q1 どんな相談ができますか？

仕事が見つからない、家庭のことで悩んでいる、困っているのに誰に相談していいかわからないなど様々なことについて相談いただけます。

Q2 何をするとところ？

相談支援員がお悩みをお聞きして、一緒に課題解決に向けた計画をたてます。あなたのニーズにあわせ、就労支援や各種支援機関と連携したサポートを行います。

Q3 どういう人が対象？

料金はかかるの？

洲本市にお住まいで経済的に困っている方が対象です。

(生活保護受給者は除きます。)

相談は、無料です。

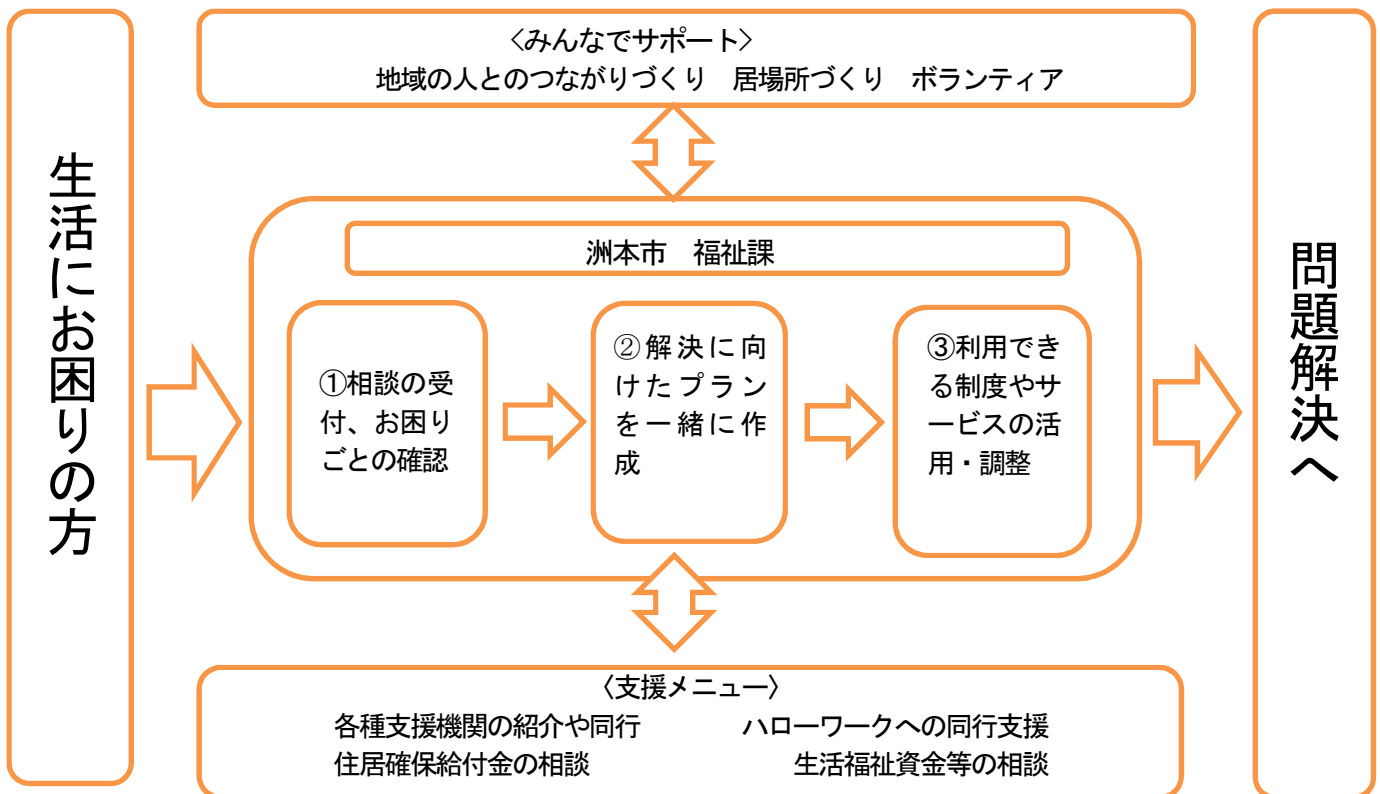
Q4 相談するには

どうすればいいの？

洲本市役所福祉課にお越しください。

お電話でもお気軽にご相談できます。

支援の流れ



【 住居確保給付金 】

働くために住む場所の確保を支援します。

支給要件

住居確保給付金は、支給申請時に次の（１）～（８）の要件のすべてに該当する方が対象です。

- （１） 離職または自営業の廃業で経済的に困窮し、住宅を失った方または賃貸住宅に居住し住宅を失うおそれのある方（申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族※のいずれもが、居住可能な住居を所有していない場合に限り。）
- （２） 申請時点で、**65歳未満**であって、**離職後2年以内の方**
- （３） 離職前に自らの労働で賃金を得て主に世帯の生計を維持していた方（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者の方も含みます。）
- （４） 就労の能力および常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申し込みを行う方

※ ハローワークへの求職申し込みと月2回以上の職業相談、生活困窮者自立相談支援事業の担当窓口（洲本市役所 健康福祉部福祉課 保護係(2階③番窓口)）の就労支援員が行う月4回以上の面接支援、求人先への原則週1回以上の応募または面接が必要です。

- （５） 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族の収入※の合計額が以下の金額の方（離職等で申請日の属する月の翌月から以下の金額が明らかな場合も含みます。）

※ 収入とは、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額です。

収入要件

世帯人数	収入月額
1人	7.8万円（基準額※）に住宅の一月当たりの家賃額（3.23万円が上限）を加算した額以下
2人	11.5万円（基準額※）に住宅の一月当たりの家賃額（3.9万円が上限）を加算した額以下
3人	14万円（基準額※）に住宅の一月当たりの家賃額（4.2万円が上限）を加算した額以下
4人	17.5万円（基準額※）に住宅の一月当たりの家賃額（4.2万円が上限）を加算した額以下
5人	20.9万円（基準額※）に住宅の一月当たりの家賃額（4.2万円が上限）を加算した額以下

※ 基準額は、洲本市での住民税均等割が非課税となる所得額を収入額に換算し12分の1を乗じて得た額。

- (6) 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族の金融資産（預貯金および現金）の合計が次の金額以下である方（ただし、100万円が上限）

資産要件

世帯人数	収入月額
1人	46.8万円（基準額※の6カ月分）以下
2人	69万円（基準額※の6カ月分）以下
3人	84万円（基準額※の6カ月分）以下
4人以上	100万円以下

- (7) 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが、国の雇用施策の給付（求職者支援制度の職業訓練受講給付金）を受けていないこと
- (8) 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

お問い合わせ先

〒656-8686

洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所 健康福祉部福祉課保護係

TEL 0799-22-3332

FAX 0799-22-1690